

○みなかみ町生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱

平成17年10月 1 日

告示第51号

改正 平成20年 4 月 1 日告示第43号

平成24年 7 月 4 日告示第51号

平成29年 3 月23日告示第22号

令和元年 6 月 5 日告示第 7 号

令和 2 年 3 月25日告示第28号

令和 4 年 3 月31日告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭等から排出される生ごみの自己処理を行うため、生ごみ処理容器等を購入したのに対し補助金を交付することにより、ごみの減量化及び再資源化の促進を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理容器等」(以下「容器等」という。)とは、微生物の利用又は電動式により生ごみ等を脱水し、発酵し、又は分解し、減量化又は堆肥化することを目的として製造されたもので、町長が認めるものをいう。

(補助金の額及び対象)

第3条 補助金の額は、一容器等につき購入に要した価格の5分の4に相当する額とし、5万円を限度とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 補助の対象となる容器等のうち、電動式のものについては、一世帯一基とし、5年間と同じ内容の補助は受けられないものとする。

3 電動式以外の容器等は、同一年度内において3基を上限とする。

(平29告示22・令2告示28・一部改正)

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、容器等を購入し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に登録され、本町に居住しているものとする。ただし、特に町長が必要と認めた場合には、この限りでない。

(平24告示51・一部改正)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理容器等購入補助金交付申請書(様式第1号)に世帯全員の町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金及び町営住宅家賃をそれぞれ完納していることを証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、容器等を購入した日から起算して90日以内に行わなければならない。

(平20告示43・全改、令元告示7・一部改正)

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、速やかに生ごみ処理容器等購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求権・受領権の委任)

第7条 申請者は、補助金の請求及び受領に関する権利を業者に委任することができる。

(補助金の請求等)

第8条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けたときは、町長に対し生ごみ処理容器等購入補助金請求書（様式第3号）又はこれに代わるものにより補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに交付の手続をとるものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の返還を命ずることができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該補助に係る容器等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(責務)

第11条 使用者は、当該補助に係る容器等から生じる堆肥化及び減量化された生ごみについては、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 使用者は、容器等を常にその機能が良好な状態で保持できるように維持管理するものとする。

(令2告示28・旧第12条繰上)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(令2告示28・旧第13条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成11年月夜野町要綱第2号）、水上町生ゴミ減量化推進補助金交付要綱又は新治村生ゴミ処理容器等購入費補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その

他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年4月1日告示第43号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日告示第51号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第22号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月5日告示第7号）

この告示は、令和元年6月5日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第28号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

申 請 者
住 所

氏 名

電話番号

生ごみ処理容器等購入補助金交付申請書

生ごみ減量化のための容器又は処理機を購入したいので、みなかみ町生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱第 5 条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。
なお、この申請に伴い、私が住民基本台帳に記録されていること及び私の世帯全員に町税等の滞納がないことについて調査することに同意します。

記

1. 交付申請額	円
----------	---



納品報告書（業者記入欄） 兼 領収書添付欄

※領収書を添付してください（注 1）

販 売 店 住 所 代 表 者 名	
販売（納品） 年 月 日	年 月 日
製 品 名	
販 売 価 格	小売価格 補助額 購入者請求額 円 - 円 = 円

※注 1 販売店で補助金を差し引いた金額で購入した場合は、領収書は不要です。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

生ごみ処理容器等購入補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった生ごみ処理容器等購入補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

※振込先口座番号

金 融 機 関 名	種 別	口 座 番 号	ふ り が な 口 座 名 義
銀行 信金 農協 支店	普通・当座		